

物 品 売 買 契 約 書

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 品 名 | 高精度森林計測機器(レーザドローン等一式) |
| 2 規格(形式) | 仕様確認申込書のとおり |
| 3 購入予定数量 | 1台 |
| 4 契約金額 | ¥ 円
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 円) |
| 5 契約保証金 | |
| 6 納入期限 | 令和7年11月28日 |
| 7 納入場所 | 森林林業技術センター |

兵庫県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
上記物品の売買について、次の条項及び甲の示す個人情報取扱特記事項に従うほか、
関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入
しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けてい
ないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然
必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、立会いの上、甲の
検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等
の費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異
議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったとき
は、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けな
なければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払い等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により契約の履行期限以内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は、契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。

4 甲は、第1項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 第1項の規定により、契約を解除した場合には、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行遅滞となった物品の契約単価に遅滞数量を乗じて得た額に消費税等相当額を加算した額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替が指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第17条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により、契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認められるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 19 条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第 20 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため必要があると認められた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要なこの契約に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度から 6 年間は同様とする。

(協 議)

第 21 条 この契約について異議があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 兵庫県 契約担当者

加西市別府町南ノ岡甲 1 5 3 3

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 菅村 哲也

乙 住 所

会 社 名

代 表 者 名

仕様書

1. 装置名

高精度森林計測機器（レーザドローン等一式）

2. 装置の構成

本装置は、(A) レーザスキャナー搭載ドローン（以下、レーザドローンと呼ぶ）一式及び、(B) 3D レーザスキャナー計測システム（以下、地上レーザと呼ぶ）一式、(C) 解析ソフトウェア一式から構成する（数量等については、下記3.仕様及び、別表参照）

なお、ドローンの購入にあたり必要な基礎オペレーター認定講習及び、機器の納入、設定、操作説明、検収後1年間の補修等サポートに必要な経費を含めた見積もりとすること

3. 仕様

(A) レーザドローン 一式

本装置は、ドローン（本体）1式、レーザスキャナー及びカメラ1式、RTK-GNSS基地局及び三脚1式から構成する

(1) ドローン

- ア 電波法に定める技術基準適合証明を受けた小型無人航空機であること
- イ 最大ペイロードが5kg以上であること
- ウ 最大離陸重量が15kg以上であること
- エ RTK-GNSS基地局との連携が可能なRTK-GNSSを搭載し、その測位精度は、RTKが有効でFIXステータスの場合、水平方向で1cm+1ppm、垂直方向で1.5cm+1ppm以下であること
- オ (2)で示すジンバルを搭載したレーザスキャナー及びカメラが装着できること
- カ 動作環境温度は-20℃~50℃を満たすこと
- キ 最大飛行時間（無風時）が55分以上であること
- ク 下方3D赤外線センサー、回転式及び上部LiDAR、ミリ波レーダを用いて障害物を回避できる機能を有すること
- ケ 最大耐風速度が12m/s以上であること

- コ 最大伝送距離（障害物や電波干渉がない場合）が、20km 以上であること
- サ 送信機にディスプレイを搭載し、機体の飛行状況を確認しながら操作できること
- シ IP55 以上の防塵・防滴性能を有すること
- ス 電源はホットスワップ機能（電源を切らずにバッテリー交換）を有すること
- セ 機体システムやセンサーは安全性を確保するため、冗長設計されていること
- ソ 付属品として、以下のものを含むこと

（ア） プロペラ 2 式

ドローンの飛行に必要なプロペラ数×2 式（常用及び、予備用）とする

（イ） バッテリー 3 式

ドローン（本体）専用のものであり、本体に搭載できるものとし、1 個あたり 977 Wh 以上の電力量を有すること

（ウ） バッテリーステーション 1 式

上記、ドローン（本体）用バッテリー3 個及び後述する RTK-GNSS 基地局用バッテリー2 個を同時に装着可能であり、それぞれの充電が可能であること

（エ） 送信機用外部バッテリー 1 式

（オ） 送信機用ストラップキット 1 式

送信機を肩掛けでき、安定して操作可能なストラップであること

（カ） ランディングパット 1 式

直径 90 cm 以上の円形状のもので、コンパクトに折りたたんで収納可能であること

（2） レーザスキャナー及びカメラ

ア （1）に示したドローン（本体）に搭載し、飛行しながらレーザスキャナーとカメラを同時に使用できる機能を有すること

イ レーザ強度は安全クラス 1 であること

ウ レーザスキャナーは、反射率 10%の物体に対し 250m、反射率 50%の物体に対し 450m 離れた物体の観測が可能であること

エ レーザスキャナーは 1 回のレーザ照射で最大 5 リターン of 観測が可能で、最大 1,200,000 点/秒の計測が可能であること

オ IMU を搭載し、そのシステム精度は RTK が有効で FIX ステータスの場合、

- カ カメラは、4/3 インチ以上 20Mpixel 以上の RGB センサーを搭載し、レンズの焦点距離は 35mm カメラ換算で約 24mm であり、メカニカルシャッターを搭載していること
- キ 3 軸（チルト、ロール、パン）ジンバルを搭載し安定した観測が可能であると共に、チルト方向に $-120^{\circ} \sim +30^{\circ}$ 、パン方向に $\pm 90^{\circ}$ 以上の方向に可動可能であること
- ク microSD カードを装着可能で、写真、IMU、GNSS、点群データ、キャリブレーションファイルの記録が可能であること
- ケ 飛行しながら点群データのリアルタイムモデリングが行えること
- コ IP54 以上の防塵・防滴性能を有すること
- サ 取得した写真、IMU、GNSS、点群データ、キャリブレーションファイルから、データを解析し、地理情報の付与された点群データを PNTS、LAS、PLY、PCD、S3MB 形式で保存できるソフトウェアを有すること

(3) RTK-GNSS 基地局及び三脚

- ア (1) で示したドローン（本体）と通信を行うことで、ドローン（本体）の GNSS の RTK 測位を行う機能を有すること。
- イ GNSS として、GPS : L1C/A、L2C、L5、BEIDOU : B1I、B2I、B3I、B1C、B2a、B2b、GLONASS : L1、L2、GALILEO : E1、E5a、E5b、E6、QZSS : L1C/A、L2C、L5 の電波を受信する機能を有すること
- ウ フィールドにおいて基地局を安定して設置するための三脚及び、ポールを有すること
- エ RTK-GNSS 基地局としてネットワーク RTK が使用でき、測位精度は、RTK が有効で FIX ステータスの場合、水平方向で 1 cm+1 ppm、垂直方向で 1.5 cm+1 ppm 以下であること
- オ 移動局機能を有し、測位精度は水平方向で 1.5m、垂直方向で 3.0m 以下、20 分以上の測位精度は水平方向で 30cm、垂直方向で 40cm 以下であること
- カ IP67 以上の防塵・防滴性能を有すること
- キ 付属品として、以下のものを含むこと
 - (ア) 三脚バック 1 式

(B) 地上レーザー式

本装置は、レーザスキャナー 1 式及びカラーカメラ 1 式、背負子 1 式、操作用タブレット（AC アダプターを含む） 1 式、バッテリー（充電器を含む） 1 式から構成する

(1) 搭載レーザスキャナーは、以下の仕様を満たすこと

ア レーザ強度は安全クラス 1 であること

イ 搭載レーザセンサー数は 16 以上（メカニカル回転方式）であること

ウ スキャニングポイント数は 320,000 点/秒以上であること

エ 最大点数は 640,000 点/秒（dual）以上であること

オ 最大到達距離は 0.05~120m（反射率 80%の場合~120m、50%の場合~100m、10%の場合~80m、5%の場合~60m）を満たすこと

カ スキャン範囲は水平 360°、垂直-15° ~+15° に対応すること

キ センサー部位の防塵防水性能は IP6K7 以上であること

ク 干渉ノイズ除去機能を有すること

ケ 高精度 IMU、GNSS 及び高精度 2 周波 GNSS に連動すること

コ 外部アンテナが付属すること

(2) 測定精度は、実環境で± 2 cm、理想的環境（反射率 80%、距離 10m）で± 1 cm とし、反射率 10%の対象物が~80mにおいて検出確率 90%以上であること

(3) カラーカメラは、以下の仕様を満たすこと

ア (1) で示したレーザスキャナーと連動し色付け可能であること

イ 30fps 以上、4K 以上、360° 撮影（下方以外全方位）が可能であること

ウ 防水性は問わないが、本体を保護するカバーを有すること

(4) RGB カラーおよび反射強度、3 次元点群データ（LAS 形式）、GNSS 同時計測、点群座標化、軌跡位置（Shape 及び、LAS 形式）、軌跡上のカラーカメラ画像（JPG 及び、geoJSON 形式）を記録可能であること

(5) 記録媒体は内蔵 SSD(1 TB)とし、USB 出力可能であること

(6) バッテリーは内蔵式のものとし、取出、交換可能なものとする

また、内蔵バッテリーのみで、連続 3 時間稼働可能であること

(7) 背負い式であり、全重量が 8 kg 以内であること

(8) 動作環境温度は-10℃~60℃を満たすこと

(C) 解析ソフトウェア一式

(1) ソフトウェアは原則買い切りとし、定額制の場合は 5 年分以上のライセンスを

一括購入するものとする

ただし定額制の場合、ライセンス期間において、下記（２）の機能すべてを追加費用なしかつ、データ処理量等の制限なく継続して利用できるものに限る

（２）（Ａ）及び（Ｂ）で取得したデータから、下記の項目の解析または表示等が可能であること

座標 XYZ 及び、胸高直径 DBH、樹高、矢高(参考値)、立木本数、材積、幹回りリング表示、3D 表示、立木配置図、境界設定(標準地など)、各種フィルター、等高線表示、歩行軌跡表示、GIS データ変換、上記データを活用した集計及び解析

4. 納入場所

兵庫県宍粟市山崎町五十波430

兵庫県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター森林活用部

5. 納入期限

令和7年11月28日（金）

6. 保証・保守・支援体制等

（１）保証期間

検収後 1 年間は、衝突・水没・信号干渉等による故障・損傷に対し、回数無制限の無償修理（補償限度額内に限る）を行うサービスを提供すること

また、検収後 1 年以内に限り、定期点検を行うサービスを提供すること

（２）保守体制

日本国内に存在する部品・消耗品供給、保守・修理に関する窓口（住所・社名・電話番号）を明記した書類を提出すること

（３）取扱説明書

電子媒体もしくは紙媒体で提供すること

（４）問い合わせ

検収後 1 年に限らず、本装置一式に係る県からの問い合わせに適切対応すること

7. その他納入条件

（１） 入札通知時点で製造メーカーの最新モデルであり、また、未使用品であること

（２） 必要な点検調整及び動作確認を実施した上で、納品時に必要な操作講習及び説明を行うこと

(別表) 高精度森林計測機器 (レーザードローン等一式) の構成品 (詳細)

区分	品名		数量	
(A)	レーザー ドローン	ドローン	本体 (送信機等付属品を含む)	1 台
			プロペラ	2 組
			バッテリー	3 個
			バッテリーステーション	1 個
			送信機用外部バッテリー	1 個
			送信機用ストラップキット	1 個
			ランディングパット	1 個
			レーザースキャナー及びカメラ	1 式
		RTK-GNSS 基	本体 (ポールを含む)	1 式
		地局及び三脚	三脚バック	1 個
(B)	地上	レーザースキャナー	1 個	
	レーザー	カラーカメラ	1 個	
		背負子	1 個	
		操作用タブレット (AC アダプターを含む)	1 式	
		バッテリー (充電器を含む)	1 式	
(C)	解析ソフトウェア	1 式		

誓約書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

誓約事項

- 1 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に物品売買契約に関する債権を譲渡しないこと。
- 4 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務室において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名 高精度森林計測機器(レーザドローン等一式)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 様

所在地
名称
代表者職氏名

印

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）